

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校・学級においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、菊池市の教育理念「文武両道・廉恥礼節」を基盤に、「夢と目標に向かって、学び合い、伸びる、生きる力を身につけた子どもの育成」を教育目標としている。

いじめの未然防止は、校内いじめ不登校対策委員会（安心サポート委員会）で、定期的にかつ実情に応じて開催し、未然防止に取り組んでいるところである。

本校のいじめ防止基本方針（以下、本校の基本方針）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。）以下「国の基本方針」という）・熊本県「いじめ防止基本方針」（平成25年12月策定。平成28年2月9日改定。以下「県の基本方針」）・菊池市「いじめ防止基本方針」（平成26年3月策定。以下「市の基本方針」）を踏まえ、本校が菊池市教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめの防止等の対策は、本校すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動等に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、本校すべて児童が十分に理解できることを旨として行う。
- いじめの防止等の対策は、国、県、市、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 本校の基本方針の内容

- 県、市、本校におけるこれまでのいじめ対策の蓄積を生かし、法に規定されたいじめ防止等のための取り組みを規定する。
- いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。
- 本校の基本方針の実現のために、保護者、地域住民に法の意義を普及啓発し、いじめに対し、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証を実施する。

3 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ここの行為が「いじめ」当たるか否かの判断は、表現的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、いじめられていても自分の弱い部分を見せたくないなどの理由から本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、その相談をすることは決して恥ずかしいと思うことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や普段の様子をきめ細かく観察するなどして確認していくことも必要である。さらに、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認することも必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がいた場合、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察（相談・通報等）と連携した対応をとる必要がある。

4 いじめの理解

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、学校を含めた地域社会全体がそれぞれの役割と責任を自覚する。
- いじめは、どの学校・学級にも、どの子どもでも、起こりうるものであるが、その原因をいじめられる側に求めてはならない。また、「暴力が伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じうるものであると自覚する。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さないという雰囲気形成させる。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校・学級でも、どの子どもにでも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組（下記）を行う。

- すべての児童に「いじめは決して許されない」ということの理解を促す。
- 児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- いじめ問題への取組の重要性について地域住民や家庭の認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。このために、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめ早期発見のために、
○定期的なアンケート調査（「なかよしアンケート」等）や教育相談を実施する。
○電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
○地域住民、家庭と連携して児童を見守る。
等を行う。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、いじめられたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、平素より、いじめを把握し場合の対処のあり方について、共通理解を図っておくとともに、組織的な対向を可能とするような体制の整備を行う。

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や回りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していく。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めていく。

（４）地域住民や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域住民や家庭との連携が必要である。ＰＴＡや地域の関係団体等といじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会をとおして、アンケート等の調査結果や学校・児童会等の取組を情報提供したりするなど、いじめ問題について地域住民、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることのできるための体制整備に努める。

（５）関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を挙げることが困難な場合には、関係機関（教育委員会、子育て支援課、警察、児童相談所、医療機関、山鹿地方法務局等）との適切な連携を行う。そのためにも、平素から担当者同士の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を整備しておく。

第２ いじめ防止等のための対策に関する事項

１ いじめ防止等のために実施する施策

（１）いじめの防止等の組織

ア いじめ・不登校対策委員会（安心サポート委員会）

- ・各月に委員会を開催し、児童の状況及び有効な対策を検討する。
- ・構成委員は、校長、教頭、教務主任、保健主事（養護教諭）、生徒指導主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、担任（必要に応じて）とする。

イ 泗水西小学校いじめ防止対策委員会

- ・構成員は、次のとおりとする。

学校運営協議会委員に、いじめ・不登校対策委員（安心サポート委員）を加

えた16名とする。

〔学校職員〕

校長、教頭、教務主任、保健主事（養護教諭）、生徒指導主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター 計 7名

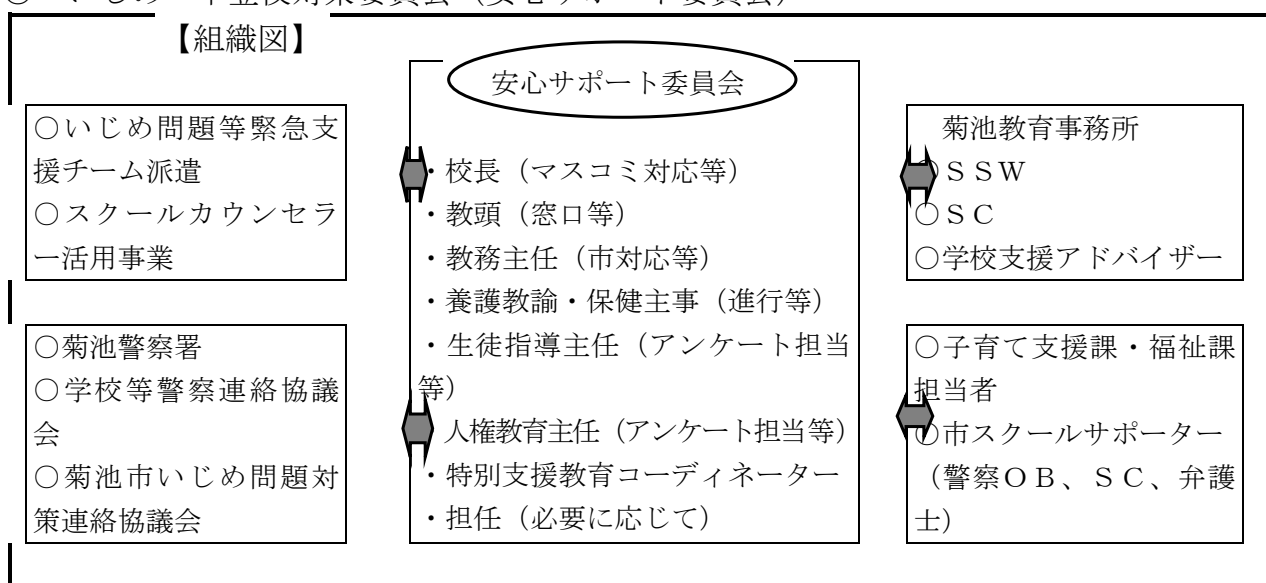
〔学校運営協議会委員〕

学識経験者（2名）、児童民生委員（1名）、地域住民代表（3名）、保護者代表（3） 計 9名

- ・年間3回（6月、11月、3月）開催し、地域住民や家庭と連携につながる取組を行う。
- ・本校の諮問に応じ、基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討する。

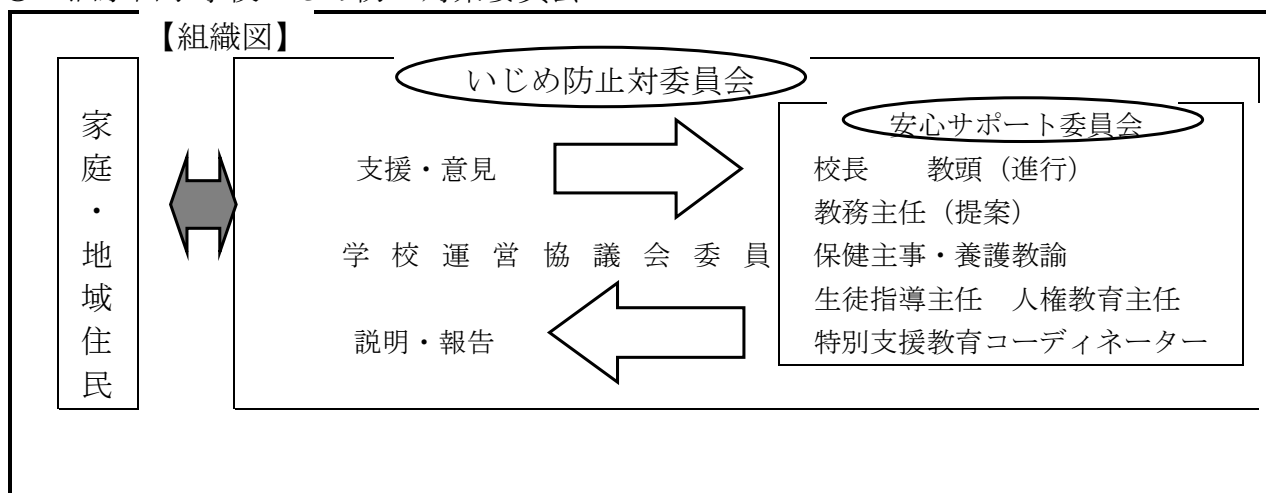
○ いじめ・不登校対策委員会（安心サポート委員会）

【組織図】



○ 泗水西小学校いじめ防止対策委員会

【組織図】



ウ 熊本県いじめ問題対策連携協議会、菊池市いじめ問題対策連絡協議会との連携
法第14条第1項の規定による熊本県いじめ問題対策連携協議会や菊池市いじめ問題対策連絡協議会との連携が進むよう、本校の窓口を教頭とする。

(2) いじめの防止等のための取組

ア いじめの防止

- (ア) 児童が、地域や家庭との共通理解のもと、地域住民による学校支援活動を通して様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設けることで、他者理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校運営協議会等を通じて地域と組織的に連携・協働していく。

具体的な取組

- ◎ 泗水西小学校学校運営協議会の取組のもと、学校と地域との連携・協働の体制づくりを推進する。

- ・ 3つの支援部会の活動内容を充実させ、様々な人と触れあう活動や豊かな体験の機会を設定する。

かしこさ支援部	やさしさ・豊かさ支援部	たくましさ支援部
読み聞かせ 稲作・野菜作り学習 梅干し作り しめ縄作り	地域交流学习 資源回収 地球もりもり銀行	子ども会各種大会 登校中の交通安全指導 下校中の見守り活動 部活動支援 グランドゴルフ交流

- ・ 「熊本の地域教育力3つの提言」の気運の醸成を図る。

- (イ) 児童に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力し合って行動する活動を通して、コミュニケーション能力の向上及び他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。

具体的な取組

- ◎ 縦割り活動を通して、異年齢集団による交流活動の機会を設定する。

- ・ 地区ごとに登校班で登校する。
- ・ 縦割り掃除を実施する。
- ・ 業間における縦割り遊びを実施する。
- ・ 行事等をとおした、高学年と低学年との教え合い活動を実施する。

- (ウ) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くこともあるという認識を持つ。特に、体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるという認識に立ち、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

また、教職員のいじめに対する基本的認識を深めるとともに、いじめの防止等に向けた実践的指導力の向上を図るため、県立教育センター等での研修を積極的に活用する。

具体的な取組

◎教職員の資質向上を図る取組

- ・ いじめ、体罰防止に対する内容の校内研修計画へ位置づけ実施する。
- ・ 研修会への教職員の積極的な参加体制を整備する。

(エ) 「人権月間」や「人権集会」及び「PTA研修会」等をとおして、児童会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。

具体的な取組

◎校内人権月間の取組

- ・ 校内人権月間の取り組みを通して、人権を尊重する態度を育成する。
- ・ 6月、10月を校内人権月間として位置づける。
- ・ 校内人権月間の取り組みのまとめとして、運営委員会が主体となって7月、10月に人権集会を開催し、いじめや差別の根絶の啓発を行う。

◎ 児童に対するいじめ防止等の啓発を行う。

- ・ 児童に対しては、児童集会を通していじめ根絶の啓発を行う。

(オ) 道徳教育、人権教育及び体験活動を充実させるとともに、「子どもの居場所づくり推進テーブル」4つの視点（人間関係・信頼関係・一致団結・連携協働）に基づく生徒指導の計画実践に取り組む。

具体的な取組

◎豊かな心の育成を目指した取組を充実させる。

- ・ 道徳の時間を確実に実施する。（年間計画の作成と実施記録簿の活用）
- ・ 人権教育年間指導計画を作成し、実施する。
- ・ 「子どもの居場所づくり推進テーブル」に基づく年間指導計画を作成し、実践する。
- ・ 情報モラル教育の充実を図る。「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5箇条」や「泗水西小通信機器についての家庭のルール10箇条」を活用する。

(カ) 熊本の心「助け合い、励まし合い、志高く」を大切にし、健全な青少年を育成するための風土づくりに取り組む。また、菊池市青少年育成市民会議との連携を図る。

具体的な取組

- ・ 作文コンクール等へ積極的に参加する。

イ いじめの早期発見

(ア) 「人権アンケート」や「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェック（家庭用）」及び生活日記や班日記等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実し、い

じめの早期発見に取り組む。

具体的な取組

◎安心・安全サポート委員会（校内委員会）の取組

- 「人権アンケート」等を実施し、定期的な調査等を行う。
- 担任と児童による教育相談を実施し、事象の具体的な把握を行う。
 - ・「人権アンケート」の調査結果に基づき、担任が該当児童との教育相談を実施し、具体的な事象の聞き取りを行う。
 - ・聞き取り状況については、校長・教頭に報告し、対応策を検討し早急に対応を図る。
- 保護者対象とした「子どものサイン発見チェック（家庭用）」の実施と集約をとおして、いじめ問題に対する児童の実態調査を行う。
 - ・ 7月・12月・2月の3回実施する。

（イ）いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、ふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知する。

具体的な取組

- ◎ 毎月1回の情報交換会を職員会議時に実施する。（各学年からの報告）
- 職員の情報交換会を実施し、児童の状況についての共通理解を図る。
 - ・毎月2回（職員朝会時）実施する。
 - ・各学年より、気になる児童の様子について担任より報告し、状況について全職員で共通理解を図る。

（ウ）PTAや地域の関係団体（校区人権啓発推進会議等）及び学校運営協議会等との連携促進を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

具体的な取組

- ◎ 保護者に対するいじめ防止等の啓発を行う。
- 保護者に対しては、講演会及び広報誌等を通して啓発を行う。
 - ・6月、11月に児童集会の内容を広報誌として発行する。
 - ・7月の授業参観時に、いじめ防止等に関わる講話会等を実施する。
- 学校運営協議会等において学校の実情について話をし、地域と連携を図る。

（エ）「熊本市子どもいじめ相談電話」や県立教育センターにおける教育相談等いじめに関する通報及び相談を受けるための相談機関の周知を設定する。

具体的な取組

- ◎ 児童及び保護者に対して、相談機関の情報を提供する。
- ※4月に「いじめ相談ダイヤルカード」を全児童を通じて、各家庭に配付する。
- 「いじめ相談ダイヤル」等への対応。
 - ・「いじめ相談ダイヤル」への相談があった場合は、校長・教頭・生徒指導担当者で、対応策を協議し早急に対応する。

ウ いじめへの対処

- (ア) 児童からいじめに係る相談を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。（法第23条2項）
- (イ) いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられたとされる児童に対して事情を確認する。また、いじめを行った児童については、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理・福祉に関する専門的な知識を有するものの協力を得て、関係児童・保護者に対する支援と助言を継続的に行う。（法第23条3項、4項、5項）
- (ウ) 関係者の事実確認には校内委員会を中心に組織的な対応を行う。また、家庭訪問や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を早急に行う。
- (エ) 平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく。
- (オ) いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合にあっても、学校相互間の連携・協力体制をとり、いじめの解決にあたる。また、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて日頃からの連携・協力体制を構築しておく。
- (カ) インターネットを通じて行われるいじめに対処するため、ネットパトロール等の結果を確認しながら、フェイスブックやライン等の危険性をしっかりと児童や保護者に伝える。
- (キ) いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行う（法第23条6項）よう、警察との連携・協力体制を普段から整えておく。
- (ク) いじめの発見・通告を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなど、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

エ その他の取組

- (ア) 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- (イ) 熊本県子ども人権フェスティバル等への参加や地域及び校内人権集会等における児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる。
- (ウ) 学校改革を進め、教職員が児童と向き合う時間を確保し、子どもの変化に迅速に対応することができるようにする。

2 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、身体又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

○児童が自殺を企画した場合

○身体に重大な被害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発病した場合

法第28号第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられている重大事案に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28号の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は重大事態が発生した場合は、その実態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項にもとづき、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な

支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体（学校又は教育委員会）と並行して行われる調査主体（市長部局）とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

（エ） 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、そのもとに組織を設ける。

組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。職能団体や大学、学会会からの推薦等により参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

教育委員会が調査の主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置する附属機関を、調査を行うための組織とする。（直接の人間関係又は利害関係を有する者を除く。）

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、そこでは迅速性に欠ける恐れがあるため、第22条に基づき「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質の応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

（オ） 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ事象背景や児童の人現関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り速やかに調査する。

A いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。（質問紙票の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。）

B いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に、当該保護者に今後の調査方法等について協議し調査に着手する。（調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を検討していく。）

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検

証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

いじめがその原因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査を実施する。そのあり方については、以下の事項に留意し「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年度3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、きる限りの配慮と説明を行う。

- ・在校児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会との連携を図り、遺族に対して主体的に、在校児童へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む、詳しい調査の実施を提案する。

- ・詳しい調査を行うにあたり、教育委員会との連携を図り、遺族に対して、調査の目的・目標、組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い方、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意のもと行う。

- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

- ・背景調査については、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約もあるが、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集する。また、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めて行く。

- ・学校が調査を行う場合は、情報の提供について、教育委員会からの必要な指導及び支援を受けながら、適切な対応を進めていく。

- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階では情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることがないように留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

- ・重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者及び地域住民にも不安や動揺が広がったり、時には事実の基づかない風評等が流れたりすることがある。教育委員会と連携を図り、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ関係がいつ、誰から、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会と連携を図り、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童やその保護者に説明する等の措置を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

本校の基本方針策定から、3年の経過を目処として、適切に機能しているかどうかについて基本方針の見直しを検討する。

2 基本方針策定状況の公表

学校基本方針策定後、速やかに、いじめ問題対策拡大会議を開催し、保護者や地域に対する公表等の啓発活動を行う。

3 熊本県教育委員会との連携

学校で重大事態等が発生した場合は、菊池市教育委員会を通して、外部の専門家等からなる支援チームの派遣を要請する。